

高岡市地域防災計画（雪害編）改定案に係る新旧対照表

旧（現行）	新（修正案）	備考
凡例：<u>下線</u> 修正箇所 高岡市地域防災計画 雪害編 修正案 令和<u>4</u>年<u>10</u>月改定		
	高岡市地域防災計画 雪害編 令和<u>5</u>年__月改定	

第 1 章 災害予防計画		想定 の修正
第 1 節 雪害予防		
第 2 道路除雪体制		
6 関係機関との連携		
また、災害級の大雪※1 による被害が予想される場合には、災害級の大雪時におけるタイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応するものとする。		
※1 「災害級の大雪：顕著な大雪に関する富山県気象情報」が発表される場合を想定。平地で3時間当たり一定量の降雪の深さ（東部南・西部北 24 c m以上、東部北・西部南 20 c m以上）があり、それが継続するおそれがある場合に発表。		
第 6 緊急輸送道路		国防災基本計画の修正に伴う新設
災害発生時の緊急輸送活動のため、緊急輸送道路を定め、輸送拠点を指定し、多重アクセス可能な道路ネットワークの形成に努める。		
(新設)		
(新設)		
第 3 節 克雪のための啓発活動		県地域防災計画の改定に伴う新設
第 1 危険防止のための啓発		
(略)		
(新設)		

第 1 章 災害予防計画		想定 の修正
第 1 節 雪害予防		
第 2 道路除雪体制		
6 関係機関との連携		
また、災害級の大雪※1 による被害が予想される場合には、災害級の大雪時におけるタイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づき、関係機関ごとの段階的な行動を共有し、円滑な連携のもと、速やかに対応するものとする。		
※1 「顕著な大雪に関する富山県気象情報」が発表される場合を想定。		
第 6 緊急輸送道路		国防災基本計画の修正に伴う新設
災害時においては、救援・復旧活動を迅速に行うため、被災地への人員及び物資等の安全・確実かつ早急な輸送を行う必要があることから、陸上輸送路については、被災状況に応じた被災地への多重アクセス可能な道路ネットワークの形成を図る。		
国、県及び市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。さらに、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。		
また、海上からの輸送も重要な役割を果たすと考えられることから、海上輸送拠点としての伏木富山港の整備を促進し、アクセス道路の整備と併せて緊急輸送道路の体系的な整備を図る。		
第 10 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策		県地域防災計画の改定に伴う新設
男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。		
第 3 節 克雪のための啓発活動		
第 1 危険防止のための啓発		
(略)		国防災基本計画の修正に伴う新設
市は、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努める。また、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。		
(略)		
(略)		

3 学校教育における防災知識の普及と防災意識の啓発 各学校は、雪害に関する知識の普及と意識の啓発を、(追加) 次の事項に留意して実施する。	3 学校教育における防災知識の普及と防災意識の啓発 学校においては、雪害に関する知識の普及と意識の啓発を、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努めるとともに、次の事項に留意して実施する。	消防地 416 号令和 3 年 12 月 1 日付「児童生徒等に対する防災教育の実施について」の通知に基づき修正
第 2 章 災害応急対策計画 第 6 節 避難対策 第 5 避難施設の運営 (略) (新設)	第 2 章 災害応急対策計画 第 6 節 避難対策 第 5 避難施設の運営 (略) また、市は、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した N P O ・ ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織（避難所運営委員会）が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	国防災基本計画の修正に伴う新設
第 12 節 商工業・農林業対策 第 2 農林業対策 1 農産物関係 (3) 果樹 ③ 野ネズミ、野ウサギ等の被害防止のため、樹の幹元の雪踏み、枝のわら巻き等を行う。	第 12 節 商工業・農林業対策 第 2 農林業対策 1 農産物関係 (3) 果樹 ③ 野ネズミ、野ウサギ等の被害防止のため、苗木や若木には金網や合成樹脂製パイプ等の被覆資材を設置する。	現状に合わせ修正